

プロダクトサービス仕様書_v1.1

プロダクトサービス仕様書(以下「本仕様書」といいます)は、当社が契約者に対し、本仕様書第1条に定める「本ソフトウェア」について、提供内容として提示するものとする。契約者は、本ソフトウェアの使用を開始する前に本仕様書を確認し、本仕様書に同意し、これを遵守できる場合のみ、本仕様書を提供されるものとする。

本仕様書は、ZABICOM 利用規約に添付され、プロダクトサービスを契約者に対し提供するにあたり、サービスの内容を明示した資料とする。

本仕様書の内容については、予告なく変更する場合がある。

本書で使用する用語は、本書において特に定める場合を除き、利用規約に定める意味を有するものとする。

第1章 総則

第1条 (定義)

1 本仕様書において使用する次の用語は、以下の内容とします。

- (1)「本ソフトウェア」とは、プロダクトサービスにおけるソフトウェア単体を指します。
- (2)「マニュアル」とは、契約者に対し提供される本ソフトウェアの付属物であり、契約者が本ソフトウェアを使用する際に閲覧するドキュメント類を指します。
- (3)「本ソフトウェア等」とは、プロダクトサービスにおける本ソフトウェア及びマニュアルの総称。
- (4)「使用装置」とは、本ソフトウェアを動作させる1台あるいは1組の特定の装置を指します。

第2条 (提供の主旨)

1 当社は、契約者に対し、本ソフトウェアの本仕様書第5条に定める権利を許諾するものとします。なお、本仕様書第5条に定める権利が許諾される地域は日本国内とします。

第3条 (ソフトウェア及びサービスの提供)

1 当社は、契約者による本契約の遵守並びに以下の内容を条件として、プロダクトプランのメニューとプロダクトプランのメニューと同時に申込可能なオプションプランのメニューを提供します。

2 プロダクトプラン

(1) プロダクトプランの各メニュー

①本ソフトウェア並びにインストール手順書を契約者に提供するものとします。

②本ソフトウェアの使用装置へのインストール作業は、インストール手順書に従い契約者が行うものとします。

③本ソフトウェアの導入に伴う使用装置自体の設定・調整等作業は、契約者が行うものとします。

④当社は本ソフトウェアの機能が提供できない不具合（バグ）が確認された場合、本仕様書第9条に基づき対応を行うものとします。

3 オプションプラン

(1) 導入支援（オプションプランのメニュー）

①本ソフトウェアの導入に伴う問い合わせ権利の付与を目的とした、「導入支援」をプロダクトプランのメニューとは別にオプションプランのメニューとして提供します。「導入支援」をご契約された場合は本ソフトウェアのインストール・設定に関する問い合わせをメールにて行うことができるものとします。

②「導入支援」の申し込みは、プロダクトプランのメニューの申込みと同時に行うものとします。

③「導入支援」の提供期間は提供開始日から起算して1カ月間とします。提供開始日は、プロダクトサービスの提供開始日から起算して、6か月以内の任意の日付である必要があります。

④本ソフトウェアの動作要件を満たさない環境へのインストール作業は「導入支援」の対象外とします。

⑤本ソフトウェアに関する継続的な問い合わせが必要となる場合、別途「保守サポートサービス」の契約が必要となるものとします。

(2) インストール作業代行（オプションプランのメニュー）

①本ソフトウェアの導入作業を目的とした、「インストール作業代行」をプロダクトプランのメニューとは別にオプションプランのメニューとして提供します。「インストール作業代行」をご契約された場合は本ソフトウェアのインストール・初期設定に関する作業を当社が代行するものとします。

②「インストール作業代行」の申し込みは、プロダクトプランのメニューの申込みと同時に行うものとします。

③「インストール作業代行」の提供希望日は、申し込みの際に申込日から20営業日以上後ろ、かつプロダクトプランの提供日より前の日付で「インストール作業代行サービス提供希

望日」を申込書に記入する必要があります。当社は申込の内容等から「インストール作業代行サービス提供日」を契約者と調整し変更する場合があります。尚、提供期間は選択されたプロダクトプランのメニューにより作業日数が複数日になる場合があります。

④「インストール作業代行」は、本ソフトウェアのインストールと初期設定までを対象範囲とします。本ソフトウェア向けのデータ作成、並びに Zabbix に関する設定は対象範囲には含まれません。

⑤「インストール作業代行」の提供にあたり、プロダクトプランのインストール先となる使用装置へのアクセス方法は契約者より提供頂きます。リモート作業の場合は当社からのアクセス手段、現地作業の場合には使用装置までのアテンドとアクセス手段の提供が必要となります。

⑥現地作業の場合、交通費等の実費が別途必要となります。尚、日本国外への本サービスの提供は行っておりません。

⑦本ソフトウェアに関する継続的な問い合わせが必要となる場合、別途「保守サポートサービス」の契約が必要となるものとします。

(3) データ作成（オプションプランのメニュー）

①本ソフトウェアの導入作業を目的とした、「データ作成」をプロダクトプランのメニューとは別にオプションプランのメニューとして提供します。「データ作成」をご契約された場合は本ソフトウェアのデータ作成に関する作業を当社が代行するものとします。

②「データ作成」の申し込みは、プロダクトプランのメニューの申し込みと同時に行うものとします。

③「データ作成」の提供希望日は、申し込みの際に申込日から 20 営業日以上後ろ、かつプロダクトプランの提供日より後の日付で「データ作成提供希望日」を申込書に記入する必要があります。当社は申込の内容等から「データ作成提供日」を契約者と調整し変更する場合があります。尚、提供期間は選択されたプロダクトプランにより作業日数が複数日になる場合があります（本サービスは一部のプロダクトプランのみが対象となります）

④「データ作成」は、本ソフトウェアの中でデータ作成が必要となるものを対象とします。データ作成とは、ホストへのテンプレートの適用、ホストへの設定追加を指します。

⑤「データ作成」の提供には、データ作成用のヒアリングシートをお客様にて記入頂く必要があります。ヒアリングシートの提出は「データ作成提供日」よりも 5 営業日以上前に提示頂く必要があります。ヒアリングシートの提示が遅れた場合、「データ作成提供日」は順延します。20 営業日以上順延する場合、「データ作成提供日」の再設定を行います。

(4) T-View 構築（オプションプランのメニュー）

①本ソフトウェアに含まれる「T-View」の導入作業を目的とした、「T-View システム構築」をプロダクトプランのメニューと同時にオプションプランのメニューとして提供します。プロダクトプランのメニューの「T-View」をご契約される場合は「T-View システム構築」を同時に提供し、本ソフトウェアのインストール・初期設定に関する作業を当社が代行するものとします。

②「T-View システム構築」は、プロダクトプランのメニューの「T-View」を選択された際に必須のオプションプランのメニューとなります。

③「T-View システム構築」の提供日は、申し込みの後に契約者と調整の上で確定します。尚、「T-View システム構築」はヒアリング/設計/構築の工程が必要となることから、作業日数が複数日になる場合があります。

④「T-View システム構築」は、「T-View」のインストールと初期設定/初期データの作成までを対象範囲とし、「T-View」を導入するサーバ等の使用装置の調達等は含まれません。このため、「T-View」の使用装置は契約者に用意頂く必要があります。

⑤「T-View システム構築」の提供にあたり、「T-View」のインストール先となる使用装置へのアクセス方法は契約者より提供頂きます。リモート作業の場合は当社からのアクセス手段、現地作業の場合には使用装置までのアテンドとアクセス手段の提供が必要となります。

⑥現地作業の場合、交通費等の実費が別途必要となります。尚、日本国外への本サービスの提供は行っておりません。

⑦「T-View」に関する継続的な問い合わせが必要となる場合、別途「保守サポートサービス」の契約が必要となるものとします。

(5) T-View 画面カスタマイズ（オプションプランのメニュー）

①本ソフトウェアの導入作業を目的とした、「T-View 画面カスタマイズ」をプロダクトプランのメニューとは別にオプションプランのメニューとして提供します。「T-View 画面カスタマイズ」をご契約された場合は本ソフトウェアの画面カスタマイズに関する作業を当社が代行するものとします。

②「T-View 画面カスタマイズ」の申し込みは、プロダクトプランのメニューの申込みと同時に行うものとします。

③「T-View 画面カスタマイズ」の提供希望日は、申し込みの際に申込日から 20 営業日以上後ろ、かつプロダクトプランの提供日より後の日付で「T-View 画面カスタマイズ提供希望日」を申込書に記入する必要があります。当社は申込の内容等から「T-View 画面カスタマイズ提供日」を契約者と調整し変更する場合があります。

④「T-View 画面カスタマイズ」とは、T-View にて表示する画面の描画ロジックを作成する作業を指します。1 契約に対して 1 画面分の描画ロジックの作成作業が含まれます。なお、オプションメニューには T-View 及び T-View を構成するプログラムに対する修正は含まれません。

⑤「T-View 画面カスタマイズ」の提供には、実装内容についてお客様と事前協議を行う必要があります。事前協議の実施は「T-View 画面カスタマイズ提供日」よりも 20 営業日以上前に実施頂く必要があります。事前協議の実施が遅れた場合、「T-View 画面カスタマイズ提供日」は順延します。40 営業日以上順延する場合、「T-View 画面カスタマイズ提供日」の再設定を行います。

第 4 条 （契約終了時の契約者の義務）

1 本仕様書において提供されるプロダクトサービスの提供期間が終了した場合、契約者は次に定める対応を行うものとします。

① 提供期間が終了した場合、契約者は遅滞なく本ソフトウェアを全ての「使用装置」から削除するものとします。

② 提供期間が終了した場合、契約者は当社から提供された本ソフトウェア等を削除するものとします。

第 5 条 （本ソフトウェア使用許諾の内容）

1 当社は、契約者に対し、本ソフトウェア等について、本条 2 項及び 3 項に定める範囲内で譲渡不可、再許諾不可かつ非独占的に利用する権利を許諾します。

2 契約者は、当社の書面による事前の承諾がある場合を除き、本ソフトウェア等を複製、翻案、又は改変をすることができないものとします。

3 契約者は、1 つのプロダクトサービスの申込につき、本ソフトウェアを 1 つの使用装置のみにインストールし、使用できるものとします。

第 6 条 （知的財産権の帰属）

1 本ソフトウェア等の著作権その他一切の知的財産権は、本契約に明示的に規定されている場合を除き、全て当社に帰属するものとし、本契約により契約者に許諾又は譲渡されないものとします。

第 7 条 （契約者の義務）

1 契約者は、善良なる管理者の注意義務をもって本ソフトウェア等を管理するものとします。

2 契約者は、本ソフトウェア等の契約者による使用、管理に関する関連書類を正確に作成して保存するものとします。

3 当社は、必要に応じて上記関連書類並びに使用装置に対して検査、閲覧、謄写することができるものとし、契約者はこれに応じるものとします。但し、実施の時期と方法については、事前に協議を行うものとします。なお、当社は、上記の契約者の関連書類の検査、閲覧、謄写によって得られた情報について機密扱いとします。

第8条 （禁止事項）

1 契約者は、次の各号に定める行為を行ってはならないこととします。

(1) 本ソフトウェア等の全部若しくは一部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、若しくは逆アセンブリングし、又は他の状態で人間若しくは機械等による判読可能な形式に変換してはなりません。

(2) 本ソフトウェア等（本仕様書第5条（本ソフトウェア使用許諾の内容）2項に基づく複製物を含む、本条において以下同じ。）を本仕様書第5条（本ソフトウェア使用許諾の内容）で許諾された内容を超えて複製し、変更その他改変し、流用し、展示し、翻訳し、翻案し又は本ソフトウェアに基づく二次的著作物を作成してはなりません。

(3) 本ソフトウェア等を、第三者にサブライセンス、譲渡、貸与し、又はその占有を移転させてはなりません。但し、別途両者合意した場合、及びあらかじめ当社の承諾を得た場合は、この限りではありません。

(4) 本ソフトウェア等に記載された財産権の表示や商標その他サービス等の名称や表示を削除又は変更してはなりません。

第9条 （免責事項）

1 当社は、本ソフトウェア等が契約者の意図する特定の目的に適合すること、期待する価値、商品的価値、正確性、有用性及び完全性を有することについて、保証しません。但し、本ソフトウェア等に瑕疵があった場合は、契約者からの申し出により、当社は、本ソフトウェア等の瑕疵を修補する場合がありますが、修補の方法、修補の完了までの期間等については、当社の裁量によるものとし、修補が難しい場合や修補に費用が発生する場合は、当社はプロダクトニューの提供を解除し、修補後の本ソフトウェア等を提供しない場合があることを、契約者はあらかじめ承知するものとします。

2 契約者が本ソフトウェア等の受領後、自ら本ソフトウェア等を改変、翻案、加工その他の変更を行い、その結果として本ソフトウェア等が毀損し、又はバグや不具合が生じたとしても、当社はその責任を負わないものとします。

3 当社は、本ソフトウェア等の利用が第三者の権利を侵害しないことについて保証せず、また、かかる利用によって契約者に発生するいかなる損害についても責任を負わないものとします。本ソフトウェアに関し第三者と何らかのトラブルが生じた場合、プロダクトサービスの提

供を解除し、本ソフトウェアの使用許諾を終了する場合があることを契約者はあらかじめ承知するものとします。

第 10 条 （第三者の権利侵害）

1 本ソフトウェア等の内容又はその利用が第三者の知的財産権を侵害するとして、異議、請求、損害賠償及びその他何らかの申立がなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、当社又は契約者は、速やかに相手方に通知するものとします。なお、この場合、契約者は、当社が当該申立又は紛争を処理するために必要な権限を当社に委任するとともに必要な協力を行うものとします。

第 11 条 （プロダクトサービスの提供の解除）

1 契約者が本利用規約に違反した場合、当社はこのプロダクトサービスの提供を解除することができるものとします。その場合、契約者は、直ちに本ソフトウェアをインストールした全ての使用装置から削除ならびに本ソフトウェア等の削除を行うものとする。以後、本ソフトウェア等の使用は行えないものとします。

2 第 1 項によりプロダクトサービスの提供が解除された場合、既に支払われた本ソフトウェア等に関連するプロダクトサービスの料金の返却は行わないものとします。

【附則（改定履歴）】

改定日	改定箇所	改定概要
2026/7/1	第 3 条-3-(4)・(5)	本規約の一部を改訂しました。 （主な改定内容：新規オプションプラン「T-View 画面カスタマイズ」の追加、および「T-View 構築」から「T-View システム構築」への名称変更）